

## 高校生等への修学支援に関するアンケート調査 (4 団体からの御回答)

1. 全国知事会	1
2. 全国都道府県教育長協議会	4
3. 全国高等学校長協会	10
4. 日本私立中学高等学校連合会	13

※「高校生等への修学支援に関するアンケート」は、関係 26 団体に実施  
調査結果については、現在集計中。

## 高校生等への修学支援に関するアンケート

団体名 全国知事会（文教環境常任委員会）

### 1. 現行制度による効果・影響（【参考1～3】も参照ください。）

（1）現行制度は、平成26年度より、高等学校等就学支援金制度に一本化し、所得制限を導入するとともに、それにより捻出した財源により、私立高校等に通う生徒への加算の拡充や高校生等奨学給付金の創設等を行いました。こうした一連の制度改正による効果・影響についてどのように評価されますか。（効果や影響を示すデータ等があれば、別紙でも構いませんのでご提出下さい。）

- ・ 就学支援金制度の加算拡充、奨学給付金制度の創設については、低所得世帯の経済的負担が軽減されたことから、修学機会の確保に一定の効果があると考えられる。
- ・ 所得制限の導入により、保護者、学校及び都道府県において申請、認定に係る業務の複雑化を招いている。

### 2. 今後の修学支援の方向性について（【参考4】も参照ください。）

（1）高等学校等就学支援金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。（優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。）

第1位【6】 第2位【 】 第3位【 】

- 1 市町村民税所得割非課税（年収目安250万円未満）層への加算拡充
- 2 市町村民税所得割51,300円（年収目安350万円）未満層への加算拡充
- 3 市町村民税所得割154,500円（年収目安590万円）未満層への加算拡充
- 4 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）未満層の加算措置
- 5 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）以上層への支給（所得制限の緩和又は撤廃）
- 6 その他（具体的に）

- ・ 低・中所得世帯に対する加算拡充

(2) 高校生等奨学給付金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。(優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。)

第1位【1】 第2位【3】 第3位【4】

- 1 「第1子」の支給額の引き上げ
- 2 「第2子以降」の支給額の引き上げ
- 3 「第2子以降」の定義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大(※)  
(※)現行制度では扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に「第2子以降」の単価が適用される。
- 4 市町村民税所得割非課税(年収目安250万円未満)以上層へ支給対象の拡大
- 5 その他(具体的に)

(3) 高等学校等修学支援金や高校生等奨学給付金等の高校生等への修学支援に関する現行制度について、見直すべきと考える課題や要望等があれば、教えてください。

- ・ 就学支援金制度については、単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限を見直し、制度の拡充を図ること。
- ・ 奨学給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行い、事務費を含め全額国庫負担により実施すること。
- ・ マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの導入に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みとせず、都道府県の実情に応じて各学校においても処理できる仕組みを構築すること。
- ・ 高校生等の修学機会の確保のため、都道府県による授業料等減免事業への財政支援の拡充を行うこと。

(4) 現在、保護者等の収入の状況を把握する基準として、家族構成等がある程度は反映されることや所得確認に係る事務負担、生徒・保護者にとって分かりやすいものであること等を考慮し、市町村民税所得割額を用いています。一方で、海外在住保護者の所得が把握できない、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減で家族構成を考慮する機能が低下しているといった問題もあります。

市町村民税所得割額を用いることについてどのように評価されますか。  
また、これに代わるより適切な基準や改善策として考えられるものがあれ

ば、教えてください。

- ・ 市町村民税所得割を用いることについては、生徒・保護者及び事務担当者にとって分かり易く、事務負担の観点からも確認しやすい基準であると考えられる。しかし、ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除により実態と乖離しているという声もあることから、市町村民税所得割を用いることを基本としつつ、不公平感が生じない仕組みとすることが望まれる。

### 3. 自由記述

○ その他、高校生等への修学支援に関するご意見ご要望があれば、ご自由にお書き下さい。

- ・ 私立学校に通う意思のある高校生等が経済的理由により就学を断念することのないよう、国の責任において恒久的制度により公私間格差の是正を図ること。
- ・ 制度の改善に当たっては、パブリック・コメントを実施するなど、保護者や学校現場をはじめ教育関係者等から幅広く意見を聴取した上で行うこと。  
また、生徒・保護者や学校等の事務負担が増えない仕組みとすること。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

# 高校生等への修学支援に関するアンケート

## 団体名 全国都道府県教育長協議会

### 1. 現行制度による効果・影響（【参考1～3】も参照ください。）

(1) 現行制度は、平成26年度より、高等学校等就学支援金制度に一本化し、所得制限を導入するとともに、それにより捻出した財源により、私立高校等に通う生徒への加算の拡充や高校生等奨学給付金の創設等を行いました。こうした一連の制度改正による効果・影響についてどのように評価されますか。（効果や影響を示すデータ等があれば、別紙でも構いませんのでご提出下さい。）

効果や影響については直接検証していない都道府県が多いが、効果については、

高校生等奨学給付金の創設により、特に授業料以外の教育費について保護者の負担が少なくなる等、一定の効果があったとの評価も寄せられている。

### 2. 今後の修学支援の方向性について（【参考4】も参照ください。）

(1) 高等学校等就学支援金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。（優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。）

第1位【6】 第2位【 】 第3位【 】

- 1 市町村民税所得割非課税（年収目安250万円未満）層への加算拡充
- 2 市町村民税所得割51,300円（年収目安350万円）未満層への加算拡充
- 3 市町村民税所得割154,500円（年収目安590万円）未満層への加算拡充
- 4 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）未満層の加算措置
- 5 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）以上層への支給（所得制限の緩和又は撤廃）
- 6 その他（具体的に）

今後、所得制限の緩和及び撤廃をする場合には、高校生等の学びのセーフティネットである定時制及び通信制における無償化を先行的に実施されたい。

（選択肢の1から3については、現行制度導入の際、低所得者層を中心に就学支援金の加算が拡充されたと認識しておりますが、私立高校等を対象とした内容となるため、当会としては優先度について回答を差し控えます。）

(2) 高校生等奨学給付金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。(優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。)

第1位【1】 第2位【3】 第3位【2】

- 1 「第1子」の支給額の引き上げ
- 2 「第2子以降」の支給額の引き上げ
- 3 「第2子以降」の定義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大(※)  
(※) 現行制度では扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に「第2子以降」の単価が適用される。
- 4 市町村民税所得割非課税(年収目安250万円未満)以上層へ支給対象の拡大
- 5 その他(具体的に)

・全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象とした「奨学のための給付金」については、所得制限の緩和による支給対象範囲の拡大を行うこと。

・第1子、第2子の支給額差については、まず、低額となっている第1子の支給額を第2子並に引き上げること。次いで、多子世帯の負担軽減を拡充するため、多子世帯への給付額の充実を図ること。

(3) 高等学校等修学支援金や高校生等奨学給付金等の高校生等への修学支援に関する現行制度について、見直すべきと考える課題や要望等があれば、教えてください。

- ・高等学校等就学支援金制度については、修業年限超過部分や単位超過部分等を対象外とせず、所得制限基準未満は全て就学支援金の支給対象となるよう全国統一の制度とすること。
- ・高等学校等就学支援金制度について、所得制限に伴い発生する人的経費や事務費等は地方に財政負担を生じさせることがないように、国が確実に全額措置すること。
- ・高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を給付する制度となっているが、都道府県外の高等学校等に通学する生徒の保護者等の把握が困難であることなどから、高等学校等就学支援金制度に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。
- ・高校生等奨学給付金については現在3分の1の国庫補助となっているが、全

額国庫負担にするとともに、事業の実施に当たって発生する人件費・事務費等の経費についても、地方に財政負担を生じさせることがないように、国が確実に財政措置を図ること。

全額国庫負担とした場合、在校地主義・在住地主義の区別が無くなり、就学支援金及び奨学給付金の申請先を在学する学校へ統一することで、支給漏れの防止、周知の簡素化を図ることができるとともに、保護者に分かりやすい制度となる。

- ・保護者の失職・倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった者に対する支援について、住所地により支援の認定状況が異なる状況となっていることから、国の制度とし、全国で統一した基準を設けるとともに、地方に財政負担を強いることのないよう、必要な財源を措置すること。

(4) 現在、保護者等の収入の状況を把握する基準として、家族構成等がある程度は反映されることや所得確認に係る事務負担、生徒・保護者にとって分かりやすいものであること等を考慮し、市町村民税所得割額を用いています。一方で、海外在住保護者の所得が把握できない、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減で家族構成を考慮する機能が低下しているといった問題もあります。

市町村民税所得割額を用いることについてどのように評価されますか。また、これに代わるより適切な基準や改善策として考えられるものがあれば、教えて下さい。

- ・収入状況の把握を条件とするのであれば、生徒・保護者への分かりやすさを考えると、基本的には現行のままで良いと思われる。

ただし、以下のような問題点も指摘されており、改善に向けた対応が必要。

- ・義務教育県費負担教職員制度の見直しに伴う政令指定都市への税源移譲により、政令指定都市とその他の市町村との間で市町村民税額に差が生じることが予定されていることや、寄付金税額控除などによる課税額の変動に伴い判定結果に不公平が生じているため、市民税所得割額を基準とするのではなく、課税所得金額を基準とするなど、改善の必要があると考える。
- ・新聞報道等で指摘されたとおり、現行の認定基準には問題が多いと考える。文科省が導入を進めているマイナンバー制度導入に併せて、公平かつ容易に認定基準を計算できる仕組みを考えることが重要である。
- ・市町村民税所得割額を用いるのであれば、判定基準を税額控除前の額とすることも考えていく必要がある。

- ・所得確認に係る事務負担の増加や生徒・保護者の申請手続きの煩雑化を招かないよう十分配慮した上で、所得控除の対象外となっている16歳未満の子どものいる世帯の教育費負担を考慮した基準を設定すべきである。
- ・市町村民税所得割額は、前年の1月から12月までの収入状況が反映されているものであり、高校生等奨学給付金の基準日である7月1日時点における収入状況を反映していないという問題もあるものの、分かりやすく、把握が簡単であり、現行どおりとすることはやむを得ないとする。
- ・海外在住保護者の有無や、保護者の事実婚、別居状態などにより、必ずしも現実の収入状況と一致しない世帯があることを踏まえ、公平な支出となるよう改善策の検討が必要である。

### 3. 自由記述

- その他、高校生等への修学支援に関するご意見ご要望があれば、ご自由にお書き下さい。

#### 〈修学支援の充実の方向性〉

- ・高校生等への修学支援の充実の方向性としては、子供の貧困対策の観点から充実が図られることが望ましいと考える。

#### 〈分かりやすい制度への改善〉

- ・制度が複雑になったことから、書類の記載方法等について生徒・保護者からの問合せが増加しており、分かりやすい制度とすることが望ましい。

#### 〈制度の見直しにあたってパブコメの実施〉

- ・現在、文部科学省で進められている制度の検証等に際しては、パブリック・コメントを実施するなど、学校現場や保護者をはじめ教育関係者・団体から幅広く意見を聴取した上で、制度の改善を行うべきである。

#### 〈現行制度移行に伴う地方の負担増大の実態〉

- ・現行制度への移行に伴い、新たに担当者を配置する必要が生じるなど、自治体の負担が増加した。また、自治体において十分な人員配置ができなかった場合は、職員にとって過剰な業務負担となっている場合がある。

#### 〈国が進める社会保障・税番号制度導入に伴うシステム経費への財源措置の保障〉

- ・国が導入を進めている社会保障・税番号制度については、高等学校等就学支援金制度等において、利用することとされているが、導入に伴い発生する地方公共団体の情報システムの構築・改修等の経費の全額について、国として確実に財源を保障すること。

〈各都道府県が実施する奨学金事業へ事務費も含めた財源措置を図ること〉

- ・各都道府県が地方の実情に応じた奨学金事業を継続的かつ安定的に実施できるよう、事務に係る人件費、事務費及び奨学金財源の措置を図られたい。

〈制度の見直しに当たってその他の留意点〉

- ・生徒・保護者の経済的負担が生じる時期に給付等の対応が可能なスケジュールの支援制度となるよう検討を進められたい。
- ・今回の見直し検討については全高等学校等の生徒・保護者が対象となりその影響も大変大きいことから、文部科学省としてのスケジュール等をお示しいただくとともに、適時の説明や広報についても国の責任において対応いただきたい。
- ・課税証明書等を発行してもらうために市役所等の窓口に出向くことが、生徒・保護者の負担になっているという声も聞かれるため、生徒・保護者の負担が少ない制度とすることが望ましい。
- ・世帯の教育費は、授業料の他に学年諸費や通学費、学習塾代などの負担も重く、世帯所得や子どもの数により教育費負担率に大きな格差があり、また子どもの大学進学や私立学校への入学により、教育費負担はさらに増大しているため、多子世帯等への支援を充実されたい。特に多子世帯については、奨学のための給付金とセットでの見直しを検討されたい。
- ・世帯によっては、所得の申請がなされていないため課税証明書が提出できない場合についても、学校長の裁量により認定できるよう検討願いたい。
- ・マイナンバーに対応した高等学校等就学支援金事務処理システムの導入及び支給事務に係る変更部分について、都道府県が準備期間を十分に確保できるよう、計画的に情報提供されたい。
- ・学び直し支援金については、就学支援金の修業年限超過部分や単位超過部分の撤廃に合わせて、就学支援金に統一していただきたい。

〈給付型奨学金制度の推薦方法についての事務負担の軽減を図ること〉

- ・日本学生支援機構が平成30年度から本格実施する給付型奨学金については、高等学校等において推薦事務を行うこととされているが、従来の貸与型奨学金の推薦に係る事務負担に加え、給付型奨学金に係る推薦基準の作成や選考作業などにより、事務負担が増大している。高等学校等の事務負担が軽減されるよう、給付型奨学金の推薦方法等について改善を行うべきである。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

# 高校生等への修学支援に関するアンケート

団体名 全国高等学校長協会

## 1. 現行制度による効果・影響（【参考1～3】も参照ください。）

(1) 現行制度は、平成26年度より、高等学校等就学支援金制度に一本化し、所得制限を導入するとともに、それにより捻出した財源により、私立高校等に通う生徒への加算の拡充や高校生等奨学給付金の創設等を行いました。こうした一連の制度改正による効果・影響についてどのように評価されますか。（効果や影響を示すデータ等があれば、別紙でも構いませんのでご提出下さい。）

1. 高等学校等に進学を希望するが、経済的な支援を受けたい家庭に対しては有効な支援となるが、授業料等の負担がないなら進学しようという消極的意識で進学する生徒は学習意欲が低く、退学等につながる傾向がある。
2. 高等学校を義務教育化する方向性や方針があつての制度でないのなら、支援の効果はあまり期待できないという意見がある。
3. 家庭の経済状況によっては、私費（学校徴収金等）未納者の対策も必要になっている状況がある。

## 2. 今後の修学支援の方向性について（【参考4】も参照ください。）

(1) 高等学校等就学支援金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。（優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。）

第1位【 】 第2位【 】 第3位【 】

- 1 市町村民税所得割非課税（年収目安250万円未満）層への加算拡充
- 2 市町村民税所得割51,300円（年収目安350万円）未満層への加算拡充
- 3 市町村民税所得割154,500円（年収目安590万円）未満層への加算拡充
- 4 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）未満層の加算措置
- 5 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）以上層への支給（所得制限の緩和又は撤廃）
- 6 その他（具体的に）

家庭の経済格差を解消することが前提であるが、年収だけではなく学習意欲や成績・生活態度等を面接によって審査して支給することが望ましい。

(2) 高校生等奨学給付金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。(優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。)

第1位【 】 第2位【 】 第3位【 】

- 1 「第1子」の支給額の引き上げ
- 2 「第2子以降」の支給額の引き上げ
- 3 「第2子以降」の定義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大(※)  
(※) 現行制度では扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に「第2子以降」の単価が適用される。
- 4 市町村民税所得割非課税(年収目安250万円未満)以上層へ支給対象の拡大
- 5 その他(具体的に)

家庭の状況は様々であり、「ひとり親」「外国籍」「親子別居」等の世帯もあり、第1子、第2子等の定義では計れない状況がある。

(3) 高等学校等修学支援金や高校生等奨学給付金等の高校生等への修学支援に関する現行制度について、見直すべきと考える課題や要望等があれば、教えてください。

1. 書類の管理に不安がある。(生徒→担任→経営企画室担当と経由することや、また封をしないで提出する保護者が多いため。)
2. 給付型奨学金制度と合せて、保護者が混乱して書類不備が多く発生することを懸念する。他にも東京都事業としての「東京都公立学校等奨学のための給付金制度」があり、名前も似ているため混乱する心配がある。
3. 就学の際には現行制度の高等学校等就学支援金制度とするが、修学した場合には結果として返済する必要がない仕組みとする。

(4) 現在、保護者等の収入の状況を把握する基準として、家族構成等がある程度は反映されることや所得確認に係る事務負担、生徒・保護者にとって分かりやすいものであること等を考慮し、市町村民税所得割額を用いています。一方で、海外在住保護者の所得が把握できない、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減で家族構成を考慮する機能が低下しているといった問題もあります。

市町村民税所得割額を用いることについてどのように評価されますか。また、これに代わるより適切な基準や改善策として考えられるものがあれば、教えてください。

特になし。

### 3. 自由記述

- その他，高校生等への修学支援に関するご意見ご要望があれば，ご自由にお書き下さい。

東京都では、外部委託による就学支援金等事務の派遣職員が各校1名配置されている。配置されても、学校により書類の提出状況や書類不備の数、連絡を必要とする未提出等の数に大きな差異がある。認定手続きの煩雑もあり、他県ではこれらを各校で担っており課題となっている。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

# 高校生等への修学支援に関するアンケート

団体名 日本私立中学高等学校連合会

## 1. 現行制度による効果・影響（【参考1～3】も参照ください。）

(1) 現行制度は、平成26年度より、高等学校等就学支援金制度に一本化し、所得制限を導入するとともに、それにより捻出した財源により、私立高校等に通う生徒への加算の拡充や高校生等奨学給付金の創設等を行いました。こうした一連の制度改正による効果・影響についてどのように評価されますか。（効果や影響を示すデータ等があれば、別紙でも構いませんのでご提出下さい。）

- ・平成26年度の高校等就学支援金制度の改善により私立高校の低所得世帯への加算の拡充が行われ、これに呼応して各都道府県の上乗せ支援が拡充された。その結果、私立高校の授業料については、年収250万円未満世帯では、ほぼ実質的に無償化された状況にあり、年収350万円未満世帯層も、低所得世帯から実質無償化が拡大している。
- ・実例として、平成28年度において埼玉、京都では年収500万円世帯まで、大阪では年収590万円世帯まで授業料が実質的に無償化されており、平成29年度には、埼玉は年収609万円まで、東京は年収760万円まで実質的に無償化されている。
- ・高校等就学支援金の加算の拡充や都道府県の上乗せ支援の充実により、これまで低所得世帯にとっては学費の障壁から進学対象でなかった私立高校が対象となり、中学生にとって学校選択の幅が拡大したと推測される。
- ・全国の私立高等学校（中等教育学校後期課程含む）の入学定員充足率をみると、全国値では、平成22年度は86.5%、平成25年度は88.2%、平成28年度は89.6%と増加している。また、同様に高等学校（中等教育学校後期課程含む）の第1学年生徒数に占める私立の割合は、平成22年度のこの制度の創設以降、特に加算の拡充が行われた平成26年度も含め、全国値では一貫して増加し、平成22年度29.9%、平成26年度31.4%、平成27年度31.6%、平成28年度31.9%と増加している。ただし、都道府県毎の状況は様々であり、最高の京都が5.2ポイント増、大阪の4.6ポイント増と続き、43道府県で増加し、

一方低下したのは秋田の0.6ポイント減、神奈川・富山の0.2ポイント減、東京は0.1ポイント減の4都県となっている。

- ・低所得世帯から公私立とも授業料無償化が実現しつつある中で、私立高校への進学者が増加し、私立のシェアが拡大していることは、私立高校教育の評価が高まりつつあることの表れと考えられる。

## 2. 今後の修学支援の方向性について（【参考4】も参照ください。）

(1) 高等学校等就学支援金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。（優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。）

第1位【 】 第2位【 】 第3位【 】

- 1 市町村民税所得割非課税（年収目安250万円未満）層への加算拡充
- 2 市町村民税所得割51,300円（年収目安350万円）未満層への加算拡充
- 3 市町村民税所得割154,500円（年収目安590万円）未満層への加算拡充
- 4 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）未満層への加算措置
- 5 市町村民税所得割304,200円（年収目安910万円）以上層への支給（所得制限の緩和又は撤廃）
- 6 その他（具体的に）

・高校等就学支援金の充実の方向性としては、公私間で支援の対象となる授業料額に格差（公立118,800円、私立393,524円（28年度全国平均））があるにも拘わらず、私立については加算により低所得世帯から支援額の拡充を行っている現行制度を改め、当面、全ての高校生を対象として、私立高校の授業料平均額を上限として支援することとし、年収制限の撤廃や公私別の基本額の設定の検討を含め、現行制度の拡充強化を図るべきである。（自民党及び公明党の提言の通り）

(2) 高校生等奨学給付金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。（優先度の高い順に上位3つの数字を【 】に記入下さい。）

第1位【 】 第2位【 】 第3位【 】

- 1 「第1子」の支給額の引き上げ
- 2 「第2子以降」の支給額の引き上げ
- 3 「第2子以降」の定義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大（※）  
（※）現行制度では扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に「第2子以降」の単価が適用される。
- 4 市町村民税所得割非課税（年収目安250万円未満）以上層へ支給対象の拡大

## 5 その他（具体的に）

- ・平成 26 年度子供の学習費調査結果によると、私立高校の学校教育費総額は 740,144 円となっており、家庭が授業料以外の諸費用を負担している実態が明らかになっていることを踏まえれば、低所得者層の生徒への支援を行う高校生等奨学給付金制度は重要である。今後とも可能な限り拡充すべきである。
- ・しかし、この制度は申請者が居住する都道府県から直接給付される（学校を経由しない）仕組みで、県をまたいで生徒を受け入れる私立高校としては実態の把握は困難であり、生活扶助の側面が強いことも踏まえ、施策の優先順位等の回答は差し控えたい。

(3) 高等学校等修学支援金や高校生等奨学給付金等の高校生等への修学支援に関する現行制度について、見直すべきと考える課題や要望等があれば、教えてください。

- ・高校等就学支援金制度によって、公立高校は全国一律の授業料（118,800 円）が無償となっている一方で、私立は、都道府県による上乗せ支援の実施により、都道府県間で私立高校への支援に格差が生じている。世帯の年収が同程度であっても、居住地により負担する授業料等を含む学費に格差が生じている実態は、この制度を主導する国の責務として改善すべき喫緊の課題である。
- ・本連合会は、公私間の格差解消のためには、その最終形としては、世帯の年収制限を撤廃し、私立については学納金（授業料＋施設設備費）平均額まで国による支援が行われるべきであると考えている。
- ・私立高校の運営の大半は、収入の約 85% を占める生徒納付金と私学助成によって賄われており、就学支援金は保護者の負担する授業料の一部を肩代わりしているに過ぎず、私立高校の収入にはならない仕組みである。一方で、私立高校が国の進める教育改革に対応していくためには、教育の質の向上や、情報化に対応した施設設備の拡充など様々な経費が必要であり、また、教職員の人件費増にも対応しなければならない。そのため、授業料等の必要最小限の値上げを行わざるを得ないのである。
- ・高校等就学支援金が拡充されているにも関わらず私立高校が授業料を値上げしていることは好ましくないとの意見に対し、私立高校の見解を申し述べた

い。そもそも、高校等就学支援金制度は、これまで生徒（保護者）が負担していた授業料のうちの一部額を国（プラス都道府県）が肩代わりするのが基本的な仕組みである。各私立高校にとっては、就学支援金を代理受領するとしても、その金額分の授業料と相殺するのであり、就学支援金は学校の収入増につながるものではない。この制度が導入された平成 22 年度当時、「導入に伴い合理性のない値上げは好ましくない」との当時の文科副大臣の通知が出されたが、これに関連し、本連合会が私立高校の授業料について文科省に照会し、「授業料の設定も含め、私立高校の運営については、設置者の権限と責任において行われるものである」との回答を得ている。一方で、公立高校の授業料相当額である 118,800 円（平成 22 年度当時の地方交付税単位費用算出のための基礎数値）は、授業料の名目で徴収されているが、それが当該学校の運営費に充当される訳ではなく、施設設備費、人件費等の学校運営に係る全ての経費は別に予算化された公費で賄われており、これらの経費が増大しても授業料を増額する仕組みにはなっていない。一方、私立高校の場合は、徴収した授業料等は、設置者である学校法人の収入となるが、上記の通り、それらの大半は人件費等を含む学校運営に充てられており、就学支援金制度実施後においても、人件費等の増加分を始めとして、その他の諸経費の増をこれによって賄わざる得ず、授業料や施設設備等の必要最小限度の値上げを行っているのである。公立と私立とでは、学校運営に係る「授業料」の性質が根本的に異なることを理解されたい。

- ・また、近年、株式会社立の通信制高校が増加しているが、この中には就学支援金の不正受給が指摘された学校もあり、さらに、高校卒業資格を取得させることだけを目的とし、高校教育として適切な指導が行われていなかった学校があるなど、適正な学校運営自体に疑義が生じている。改めて、通信制高校への就学支援金の支給については、通信制高校の授業料の実態や生徒の単位取得の実態を調査するなどとともに、全日制との設置基準の差に基づいて実態に即した基本額の検討をお願いしたい。
- ・さらに、高校専攻科については、現行制度では対象外となっているが、例えば看護科のように高校課程と一体となった 5 年一貫教育が定着している実態

を踏まえれば、専攻科に進んだ時点で就学支援金の支給が終了することにならないよう、対象を拡大するよう検討をお願いしたい。

(4) 現在、保護者等の収入の状況を把握する基準として、家族構成等がある程度は反映されることや所得確認に係る事務負担、生徒・保護者にとって分かりやすいものであること等を考慮し、市町村民税所得割額を用いています。一方で、海外在住保護者の所得が把握できない、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減で家族構成を考慮する機能が低下しているといった問題もあります。

市町村民税所得割額を用いることについてどのように評価されますか。また、これに代わるより適切な基準や改善策として考えられるものがあれば、教えて下さい。

・マイナンバー対応システム導入の際に収入や世帯の状況が適切に把握できる  
よう制度設計を急がりたい。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。